

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 農業委員会

番号 2

許認可等の内容		農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認
根拠法令及び条項		土地改良法 第3条第2項
審査基準	関係条項	土地改良法第3条第1項第2号
	基準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 土地改良法第3条第2項の承認に当たっては、「土地改良法の一部を改正する法律の施行について」（昭和40年3月22日 40農地B第850号農林事務次官通達）の要件に該当しているかについて審査する。 審査に当たっては、土地改良法施行規則（昭和24年農令第75号）第4条第2項各号の事項を審査対象とする。 土地改良法第3条第2項に該当するかどうかの審査に当たっては、土地改良事業に参加する資格の承認の審査基準を準用する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成15年10月1日設定（平成30年2月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数7日（休日は含まない。）土地改良事業に参加する資格の承認の標準処理期間を準用する。
	設定等年月日	平成15年10月1日設定（ 年 月 日最終変更）